

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

### (2) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (3) 退職給付引当金の計上基準

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

### (4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成25年3月29日雇児発0329第24号・社援発0329第56号・老発0329第28号、以下「会計基準」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

### (5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

### (1) 新たな会計基準の採用

当法人は、当年度より従来採用していた「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日厚生大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知社援第310号、最終改正平成19年2月20日雇児発第

0220001号・社援発第0220001号・障発第0220002号・老発第0220003号)に替えて、「会計基準」を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書の前年度決算欄には金額を記載しておらず、貸借対照表の前年度末欄に記載されている金額は、「会計基準」に平成25年4月1日付で移行した結果の金額を記載している。

当該変更に伴う前期繰越活動増減差額への影響ならびに前期末支払資金残高への影響は以下の通りである。

前期繰越活動増減差額への影響

・移行調整前の前期繰越活動増減差額	142,610,767円
・移行による前期繰越活動増減差額の調整額	
(1) 国庫補助金等特別積立金取崩の計算方法変更による修正	6円
(2) 固定資産の備忘価額の調整による修正	7円
差引合計 前期繰越活動増減差額の調整額	1円
・移行調整後の前期繰越活動増減差額	142,610,768円

前期末支払資金残高への影響

・移行調整前の前期末支払資金残高	68,119,352円
・移行による前期末支払資金残高の調整額	
(1) 長期前払費用並びに前払費用(非資金)への振替による修正	24,596円
差引合計 前期末支払資金残高の調整額	24,596円
・移行調整後の前期末支払資金残高	68,094,756円

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

なお、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入した場合はその従事者共済会規定により行う。

(注) 就業規則第3条における職員

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)~(3)に記す財務諸表を作成するものである。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、

第3号の3様式)

(3) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 本部拠点区分

イ 吹上保育園拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する保育所を中心に一時預かり事業(第2種社会福祉事業)を一体として拠点区分としている。

ウ 吹上多摩平保育園拠点区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する保育所

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,965,500	0	0	19,965,500
建物	54,756,715	0	2,691,597	52,065,118
合計	74,722,215	0	2,691,597	72,030,618

## 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 会計基準第3章第4(6)の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 会計基準第3章第4(4)の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 該当する事項はない。

器具及び備品 給湯器の廃棄に伴う取崩額

1円

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	105,891,103	53,825,985	52,065,118
建物	52,635,500	15,581,698	37,053,802
構築物	4,530,473	3,633,237	897,236
車輛運搬具	2,264,550	1,233,605	1,030,945
器具及び備品	29,905,059	24,898,877	5,006,182
合計	195,226,685	99,173,402	96,053,283

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

## 12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

## 13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	208,460 円	152,268 円
長期前払費用からの振替額	8,508 円	12,547 円
貸借対照表計上額	<u>216,968 円</u>	<u>164,815 円</u>

## (2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。  
なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

### 人件費積立金

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知児発第299号、最終改正平成24年3月30日雇児発0330第20号、以下「児発第299号通知」という。)の1の(6)に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、児発第299号通知の1及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日厚生省児童家庭局保育課長通知児保第12号通知、最終改正平成24年3月30日雇児保発0330第3号、以下「児保第12号通知」という。)の5に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

### 保育所施設・設備整備積立金

「児発第299号通知」の1の(6)に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「児発第299号通知」の1及び「児保第12号通知」の5、並びに「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」(平成12年6月16日厚生省児童家庭局保育課長通知児保第21号通知、最終改正平成24年11月5日雇児保発1105第1号、以下「児保第21号通知」という。)の(問8)に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。